

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議事係

市街地活性化特別委員会会議録			
日 時	平成 1 5 年 2 月 1 8 日（火）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 3 時 1 5 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出席委員	中村委員長、秋山副委員長、成田・大竹・斉藤（裕）・古沢・小林 八田・武井・北野・佐々木（政）・高橋 各委員		
説 明 員	市長、助役、総務・企画・財政・経済・土木・建築都市・港湾 各部長、水道局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

○ 委員長

ただいまから、委員会を開きます。本日の会議録署名員に、古沢委員、武井委員をご指名いたします。
継続審査案件を議題といたします。この際、理事者から報告の申出がありますので、これを許します。
中央通地区土地区画整理事業等のスケジュールについて。

○ (建都)市街地活性化対策室・近澤主幹

中央通地区土地区画整理事業、及び街路整備の今後のスケジュールについて、ご報告いたします。
初めに、土地区画整理事業につきましては、今年の3月末までに、支障物件の移転が終了いたします。
今後の手続といたしましては、事業計画の変更と換地計画を行ってまいります。第2回事業計画の変更については、縦覧後、認可を受け公告となります。

また、換地計画については、換地計画書を作成して、区画整理審議会に諮問し、縦覧後、換地処分を行い、今年の秋ごろには清算金の徴収・交付業務を開始いたしたく、鋭意、作業を進めております。

次に、街路整備につきましては、対象区間であります市道梁川通線の海側から、国道5号までの延長約106メートルを予定しており、当初予定どおり、平成15年度に完成の運びとなります。

○ 委員長

次に、道営住宅の建設について。

○ (建都)佐藤主幹

道営住宅の建設計画の概要について、ご報告いたします。

奥沢地区に建設を予定しておりました、道営住宅の計画内容の一部が北海道から示されましたので、規模、構造と、建築予定時期などについてご説明いたします。

建設場所は、奥沢3丁目の市道育成院前通と住吉南線の交差する角地で、元育成院、その後、第一ゴムが所有していた約3,300平方メートルの敷地が予定されています。団地の名称は、道営住宅奥沢中央団地となりました。

次に、建設規模と構造などについてですが、お手元に配置図をお配りしておりますので、ご参照ください。

鉄筋コンクリート造、地上5階建ての共同住宅1棟で、3LDK13戸、2LDK1戸、2DK5戸、車いす対応住宅2戸の合計30戸となっています。関連施設として、集会室、自転車置き場、ごみステーション、屋外物置、屋外駐車場などが予定されております。

建設予定時期につきましては、今月末に入札を行い、3月から工事に着手し、工事期間は12か月程度、平成16年の3月ごろが予定されております。

○ 委員長

次に、北海道競馬場外馬券発売所について。

○ (経済)多賀副参事

北海道競馬場外馬券発売所につきまして、ご報告いたします。

1月31日、北海道競馬事務所の佐々木所長が、市長に面会いたしました。かねて、北海道競馬の場外馬券発売所の開設予定地として検討していた、小樽駅前第3ビル地階については、市議会の論議などを踏まえ、断念することとし、今後、より集客力のある築港地区のシーブ1階、いわゆる旧ビブレ棟がありますが、これを最有力候補地として調整しているとの報告がありました。

なお、開設時期については、本年春を目標とするとのことであります。

○ 委員長

次に、マイカル小樽の動向について。

○ (企画)山田参事

マイカル小樽の動向について、ご報告を申し上げます。

初めに、小樽ベイシティ開発は、昨年8月末に撤退したビブレの空疎対策を進めており、既にオープンをしています。1、2階に引き続き、本年6月オープンを目指し、3、4階のリーシング作業を行っております。

小樽ベイシティ開発から、3、4階については、単なる物販ではなく、非物販の要素を持った事業展開を考えており、おおむねの計画としては、書店を中心とした文化発信フロアと、物づくり、人づくりをテーマとした、産業振興に寄与できる事業を展開したいと聞いてございます。

また、小樽ベイシティ開発は、民事再生計画案に示されております非中核事業に関する不動産の売却について、日本政策投資銀行の了解を得て売却することにしておりましたが、土地区画整理事業で取得した保留地12,073.34平方メートルの一部、8,415.24平方メートルを売却することで、1月30日に売買契約を完了した旨の報告を受けました。

なお、売却先は、パチンコ店経営の株式会社新和というふうに聞いてございます。

次に、1月16日に民事再生手続の申立てを行った、小樽ヒルトン株式会社については、4月28日の再生計画提出に向けて、現在、関係手続を進めております。

破たんの大きな要因は、株式会社マイカルの経営破たんにより、資金的な後ろ盾を失い、運転資金に窮したと聞いておりますが、再生に向けては、管理コストやエネルギーコストの見直し、事業収益増に向けた対応策が必要であり、OBCとしては、抜本的なコスト削減を図る必要性があると考え、エネルギーコストの削減方法などについて、関係者と話し合いを行っており、これらの話し合いの中で、市として支援可能なものがあれば、行ってまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長

これより、質疑に入ります。

順序は、共産党、自民党、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合の順といたします。まず、共産党。

○古沢委員

道営競馬場外馬券発売所の設置について

それでは、報告いただいたうち、場外馬券場からお尋ねをします。

報告いただいたように、道農政部競馬事務所は、市議会の論議などを踏まえて、駅前設置は断念したというふうに言われていますが、まず最初に、教育長にお伺いしたいと思うのです。

昨年12月の4定本会議で、私が教育長にお尋ねをして、教育長からご答弁いただいた最後に、こうおっしゃってられます。「文教施設、社会教育施設、室内プールですが、これの監督責任は私にある。場外馬券場は1の(1)」、これは、つまり農水省の設置基準の1の(1)のことですが、「ここで言う適当な距離との関係、これが相談の対象になると考えている。」というふうに、再々質問の一番最後でご答弁いただいていた。

今回、駅前設置が断念されたわけですが、想像するに、教育長が一定以上の役割を果たしていたのではないかと、想像にかたくないところですが、こうした相談の対象になると考えておられた教育長が、態度表明をする場、協議の場というのが、その間、あったのでしょうか。

○教育長

断念経過の中で、教育委員会の対応についてですが、第4回定例会終了後、馬券場について関係部局の打合せ会議が何回か行われましたけれども、私は、社会教育部長に指示し、教育委員会の当面する考え方を伝えたところであり、その内容について、社会教育部長からお答えいたします。

○社会教育部長

ただいま教育長から答弁がありましたように、第4回定例会終了後、関係部局の会議が持たれてございます。その際、教育長の指示は、馬券場の設置につきましては、担当部局の対応でございますが、ただ、今後、状況変化の

中で、室内水泳プールの運営、あるいはまた、児童・生徒にかかわりまして、教育委員会として懸念されることがあれば、それについて、意見を述べていくようにということでございましたので、私ども教育委員会としましては、そういった提案事項等につきまして会議の席で述べた、こういったことでございます。

○古沢委員

その何回かの打合せの中で、教育委員会としては、具体的にどういうふうに主張されたのですか。

○社会教育部長

例えば、会議の席上におきましては、ちょっと一、二点申し上げますと、プールの学習の際、今までよりも多くの人がビルに入ることが予想されますので、児童がビルに入りにくくなるのではないかと。

また、声をかけられたり、あるいは誘われることも懸念される。こういったことも述べておりますし、また室内プールの前の広場は、ご承知のように、水泳教室を待つ子供たち、保護者、下校途中の高校生が集う場所にもなっていますが、馬券場が設置された場合、多くの馬券購入者が広場を使う可能性もございます。

また、青少年にとりまして、好ましくない環境が醸成されるおそれがございます。

また、青少年にとって好ましくない環境が生まれた場合、利用者の減少が懸念される、こういったこと等について、会議の場で述べてございます。

○古沢委員

市議会の論議などを踏まえて断念というふうに、競馬事務所の佐々木所長が市長に報告したようです。

非常に、わかりづらいのです。市議会の論議などと言えば、駅前に設置は反対だといったのは我が党だけでしたし、市民団体、婦人団体からそうした陳情が出ていた、そういう状況でした。

それで、もっとわかりやすく、なぜ断念をするに至ったのか、説明できますか。

○（経済）多賀副参事

議会4定の議論経過、それから、教育委員会の藤田部長が答弁いたしましたとおり、庁内の関係部の会議等の中身につきましては、道の方にお伝えしております。道の方では、その情報などを基にしまして真剣に検討をした、その結果ではないかと、私は思っております。

また、道の所長が市長に面会した際、第3ビルの開設には、道としても努力していきたいと。

それと、議会の論議等の方向を踏まえて検討した結果、無理に進めることはできない状況であると道の方にも言っているし、小樽の第3ビルで開設に時間がかかるとなれば、道としても早急に別の候補地、小樽市内の候補地に当たった方が、道の競馬運営管理の中でもベターだと思うということを所長は言っておりました。

○古沢委員

経済部長に聞きますが、あなたは、こういうふうにこの問題でお答えしていたのです。

文教施設である室内プールが同じ建物の中であって、設置基準からいったら、到底、設置できるはずがないという質問を私どもがしたわけですが、2階と地階で交差しないと。先ほど教育委員会で、打合せ会議の中でお話をした、主張をしたということとはちょっと違う考えですが、したがって、道の考え方では問題がないのだと。

設置基準上問題がないという意味ですが、こういうふうにご答弁いただいたのですが、今もってこれは、農水省の設置基準に対する、小樽市としての公式の確固たる見解なのか。

○経済部長

今のお話ですけれども、これにつきましては、道の競馬事務所から、設置基準を踏まえた道の見解としてそのことを承りまして、私としては、そういうふうな前提で言うのであれば、それなりに根拠を持ったものであるという認識の下に、そういうふうにお答えをしたつもりでございます。

それで、今でもその考え方は変わらないのかということでございますけれども、それにつきましては、最終的には、農水省が、実際に申請行為があった時点で、個々の事案について、そのことが基準に合致するかどうかの判

断をされるものだと思います。

したがって、私としては、その時点は時点として、今現在、具体的な国への手続がなされていない段階でございますので、そのときの考え方といいますが、それを変えるような、私自身は、納得できる根拠を持っておりませんので、今でも、そのときの考え方であるというふうに思っております。

○古沢委員

私は、前回の質問の中で、こういうお尋ねをしたわけです。

設置基準1の(1)の、適当な距離を有しと。これは、いろいろな町内会との打合せ、関係機関、警察署との協議、そういうものを調えた上、北海道が農水省に申請を上げる。

そこで農水省が判断するといっても、設置基準1の(1)で、学校、文教施設から適当な距離を有しと基準が明確に言っている以上、設置しようとするところが、例えば、同じ建物の中に文教施設がある。これで問題はないかという事前の協議というか、打合せというか、そういったことがなく、町内会と打合せをする、地域の関係機関と協議をするなどということはありません。

そもそも、この適当な距離という基準からいって、だめなのではないですかということを、あえてお尋ねしたことを覚えていると思います。

つまり、「地域の地ならしは、全部大丈夫ですから。」と言って申請した。農水省は、「何を言っているのですか。設置基準で言えば、文教施設が、同じ建物に入っている以上はだめですよ。」と言われ、道も市も、町内会や市民に向けて、顔向けができない話になりますね。何をやっているのだという話になります。

そこで、昨日ですが、念のために道の見解を聞こうということで、我が党の花岡ユリ子道議を通じて、道の農政部に、断念した理由をわかりやすく教えてほしいということで尋ねました。

大きくくりで言えば、二つだと花岡道議がお話をしていました。

一つは、やはり設置基準上の問題も無視はできないというか、あったようです。これが一つですね。

二つ目は、言われているように、議会内や市民団体などで反対の動きもあって、このまま駅前を進めば、時間がかかる、長期化するおそれがある。それで、設置目的からいって、いわば、今年の春にオープンをして、1年間で実績を上げたいという設置の目的からすれば、駅前で、このまま設置計画を進めるわけにはいかなかったのだということで、おおよそ、この二つがお話の中にはあったようです。

もとより、この二つだけが断念した理由だとは思わないのですが、今、述べた二つの点、2番目に述べた点は、先ほどのご答弁の中でも触れておりましたけれども、1番目に述べた設置基準の問題もあるからという点を含めて、これらが断念するに至った理由の一つであったというふうには、お認めになりますか。

○(経済)多賀副参事

今、古沢委員が、この断念理由を道にお聞きした部分なのですが、私どもは、道の農政部からはこの辺は全く聞いておりません。

1番目の設置基準の問題につきましては、私は、道としてはルール上といいますが、手続上問題がないと今でも思っているわけなのですが、学校基準といいますが、プールがある、地下に発券所がある、ということでの開設には非常に時間がかかるのではないかと、そういう考え方から、今回、第3ビルの開設を断念したと私は思っております。

○古沢委員

どうもかたくなですね。設置基準1の(1)から、今みたいな立場で言いますと、前回も言いましたけれども、2階と地階だから問題がないのだ、入り口が別だから問題がないのだと。

だとすれば、入り口が一緒でも、中に入ったら仕切られているから問題がないのだ、同じ部屋でも別々に対応をするから問題がないのだ、言ってみればそういう類になってしまうのですよ。

ですから、見解はいろいろあると思いますが、第3ビルに文教施設が、社会教育施設があるということが、設置基準上、問題として抵触するおそれがある、抵触することが、断念する理由の一つではないのですか。

○ 経済部長

今の基準の距離の関係については、先ほど副参事から申し上げましたが、やはり、ルールはルールとしていいですか、それはあるにしても、そのルールを十二分に理解してもらい納得を得られるには、かなりの時間もかかることもありますし、同時に、青少年といいますか、現実には子供たちが出入りをしている場所ということも、当然、今回の判断をする上で基準の一つになっているといいますか、それを考慮してのことでもあるとは伺っています。

○ 古沢委員

最もわかりやすく言えば、例えば、西陵中の正門の前に、適当な用地があるからといって馬券発売所を設置する計画があったら、それはいかにもまずいと、あなた方は反対するでしょう。稲穂小の前にそういうものがつくられるとしたら、反対するでしょう。これが1の(1)で示している最低限の基準なのです。

ですから、断念する理由になった一つであることは、大きな理由であったことは、間違いのないと思うのです。

そこでお尋ねしますが、今度は一転して、築港のシーブ1階を最有力候補地として調整するそうです。このシーブ3、4階ですが、伝えられているところでは、非物販の事業展開と先ほどの報告にありましたが、ザ・キャンパスと名づけて売り出すそうです。

この店舗構想、施設構想、コンセプトは何かということについて、山田参事、ちょっと教えてください。

○ (企画) 山田参事

お話を聞いている段階では、コンセプトといいますか、先ほど申し上げたような範疇を出ておりません。

キャンパスという名称についても、今現在、彼らが考えている一つの考え方をマスコミにお話ししたようなことで、そのキャンパスというものが、どんなイメージなのかはわかりません。

今、現実的に私どもが聞いているのは、4階の一部を小樽短大にお貸しして、社会人講座といいますか、そういったものをするスペースの部屋として使う、というような話を聞いていますが、具体的に、3、4階全体にどういったはめ込みをしていくか、この部分については、私どもはまだ十分に把握はしておりません。

○ 古沢委員

新聞報道で、既に図面まで示されておりますが、この3、4階には、我々が知るところでは、教育相談所、保育所、会員制の図書館、今、お話しいただいた小樽短大の講座でしょうか、市民教室でしょうか、こういったものが開設されるという予定のようです。つまり、文化発信フロアというのでしょうか。

教育長に再度お尋ねしたいのですが、今、考えられているような施設構想、店舗構想が3、4階で進むのですが、これらは、つまり広い意味で言えば、文教施設の範囲にくくられる施設が、幾つもあるのではないですか。

○ 教育長

旧ビブレ棟に、小樽短大がキャンパスの一部を設置したいという計画がありました。設置理由、場所について、文部科学省は異論を唱えまして、小樽短大はこれを断念いたしました。その後、小樽短大は、社会人を対象に講座や教室を設けたいということを検討しているようですし、また、大型書店がそこに設置されるということも、報道の範囲で承知しております。

しかし、文教施設というのは、文部科学省のいわゆる管轄の範囲で考えられますので、これが今後どういうふうになるのか、ちょっとコメントできない状況でございます。

○ 古沢委員

わかりました。少なくとも、小樽短大が開設を予定している。明らかに、これを文教施設と言わずして何というのでしょうか。これは、はっきりすると思います。

我が党は、昨年12月の4定のときにも言いましたように、駅前であれ、小樽市内のどこであれ、小樽の街中にギ

ャンブル施設を設置するということについては、基本的に反対だと、その態度は今もって変わりません。

小樽ヒルトン関係について

マイカル関係で、何点かお伺いします。最初に、ヒルトンの問題です。

民事再生法の申請が、1月16日に行われました。負債総額が、約80億円を超えるようであります。

ヒルトンインターナショナルの木下地区担当財務支配人は、新聞の求めに応じて、次のように言っています。「小樽ヒルトンは、稼働率が極めて高い。初期投資などの負担などを除けば、じゅうぶんな黒字体質だ。」というふうにおっしゃっています。

これが民事再生法を申請する一番大きな理由であったと思うのですが、それでは、資料要求をしておりますので、ちょっと見ていただきたいと思います。

市内の宿泊稼働率の過去3年間の推移、ホテル部門、旅館部門、簡易宿舎部門、それぞれの推移を出していただきました。わかるように、ホテル部門の一人勝ちの状況です。旅館部門、簡易宿舎部門は、店舗数、稼働率では、極めて厳しい状況に追い込まれているというのが実態だと思うのです。

こうしたときに、ヒルトンが稼働率は極めて高い。確かにそうでしょう。

収容可能な客数を、はるかに上回るような予約を受け付けたり、さらには、ビジネスホテルでも太刀打ちできないように、激安プランとして売り出したり、中には3,900円というところがあります。こういうことをやって、稼働率が70パーセント、80パーセントを超えているというふうに言われています。

こうした影響が、今、提出いただいた資料でもわかると思うのですが、中小の旅館や民宿などの簡易宿舎部門にどのようにあらわれてきているかということ、それを、どのように受けとめているかということ、ぜひ、お聞かせいただきたいと思います。

○（経済）観光振興室・企画宣伝課長

委員がおっしゃっていましたがホテルの、例えば3,900円プランとか、そういうものにつきましては、ホテルの方に聞取りをしましたけれども、12月の中旬に5日間だけ、5組限定ということでしたので、今、申し上げましたようなことで、特に、影響を与えたということは考えづらいというふうに思っております。

○古沢委員

3,900円はね。

○（経済）観光振興室・企画宣伝課長

3,900円です。

それから、市内の旅館とか簡易宿泊所等に影響を与えていないのかということでございますが、ここは10年度を一応参考にして、10年度自体は細かく分析されていませんが、旅館、簡易宿泊所については、30パーセント台、15パーセント台で、ずっと推移しているように聞いており、調べた限りではそういう数字が出ております。

ですから、ここで急にヒルトンの影響を受けて数字が落ちたということは、逆に、考えづらいと思います。

それよりも、それぞれの稼働率の部分をごらんいただければわかるとおり、簡易宿泊所だけは、13年度に15.1と落ちていますけれども、少しずつ伸びてきていることは、相乗効果があったのではないかというふうに、観光的にはとらえております。

○古沢委員

例えば、旅館部門ですが、11年から13年にかけて5つも減っています。簡易宿舎部門は、同じように5か所減っています。こういう形での稼働率の維持ではないですか。

それから、ホテル部門で言えば、施設数が18ですから、ヒルトンだけとは言いませんが、ヒルトンは先ほど言ったように、稼働率は悪くても、70、80パーセント台とされています。

そうしますと、ヒルトンは、収容人員の中で3割近くを占める施設です。約700人とされているのですから。

そこが、平均稼働率60パーセント台のところを、70、80パーセント台という状況もわかるわけです。影響がないと言えないではないですか。

○（経済）観光振興室・企画宣伝課長

ヒルトンの 700人という収容人員につきましては、最大限ということでございまして、私どもが受けとめている数字は 592名です。

委員がおっしゃったように、平成11年から13年までの間に、5施設が廃業なり休業をしているのではないかといいことでございますが、私どもは、入り込み調査をする際に、例えば、やめられたところとか、閉めなければならないところに事情を聞かせていただいています。

そのほとんどが、施設の老朽化、それと高齢化ということで、旅館とか簡易宿泊所の場合はやめていっているということでございまして、お客様がとれなくなったからというふうには聞き及んでおりません。

○古沢委員

稼働率30パーセント台、稼働率10パーセント台、これで順調に推移しているなんていうのはとんでもない話ですが、これはこれでいいです。

マイカル小樽エネルギー供給網について

次に、エネルギー供給の関係で、若干、お伺いします。

ヒルトンが、民事再生法申請をした時点で明らかにされましたけれども、昨年2月ないし3月以降、電気代等の支払いを停止しているそうです。約1年間ですから、そうしますと、3億円近く、2億8,000万円から9,000万円ぐらいでしょうか、既に、支払っていないという状況になるのです。

そこでお伺いしますが、熱供給事業法で言うエネルギー供給の、供給区域というのはどこになるのですか。

○（企画）高橋主幹

マイカル小樽エネルギー供給株式会社の熱供給区域ですが、一応、平成11年に認可を受けてまして、区域につきましては、OBCの開発地区ということで、12.8ヘクタールというふうに聞いてございます。

○古沢委員

実際は、供給しているのは、今のOBCが管理している施設だけですか。2棟のマンションの方までは行っていませんね。

○（企画）高橋主幹

今のお話にありましたように、小樽ベイシティ開発の建物関係でございます。

○古沢委員

小樽ヒルトンは、これから再生計画を進めていくことになるのですが、電気代、冷暖房代が高過ぎて、引き下げしてもらえない限りは、引き続き払えないと言っているわけです。

お伺いしますが、ヒルトンインターナショナルが言うような料金値下げというのは、こういうケースの場合、大臣認可が必要になるわけですが、可能なのでしょうか。

○（企画）高橋主幹

今の質問にございましたとおり、基本的に熱供給事業法による大臣認可を経て供給している、こういった状況の中で、私どもが聞いている範疇でございますけれども、基本的に、これまで認可の変更について、協議をしたという経緯は聞いてございません。

○古沢委員

可能かどうかを聞いたのです。

○（企画）高橋主幹

先ほど参事の方からご説明いたしましたように、この場合、エネルギーコストの削減方法などについて、今、関

係機関と話し合っているということで、認可の変更について、細かい内容で資源エネルギー庁と話をしているという状況にはございません。

ただ、変更が可能なことがあれば、変更していくことはできると思います。

○（企画）山田参事

基本的に、可能かどうかということについては、エネルギー会社との話の中で、当然、料金の認可ですから、その価格で供給会社そのものの事業性が損なわれる、いわゆる事業者に対して安定供給できるかどうかというのが、認可料金を下げることで保てるかどうかです。

いわゆる受ける側の都合だけを議論していて、会社がつぶれてしまうとどうにもならないわけですから、そういったことも含めた中では、言われたから、すぐ下げていくといった体制は、ちょっと難しいのではないかという話は承っております。

○古沢委員

この事業法14条2項で、認可要件は、山田参事がおっしゃられたように、その1番目に、料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らして公正、妥当なもので、そういう形で料金が認可されるわけです。

関連してお伺いしますが、この認可要件の中で、供給規定というものが定められるのだそうですけれども、熱供給を受ける者、この場合でしたらヒルトン、OBCになるのでしょうか、受ける者の責任に関する事項というものがありません。供給を受ける者の責任というのは、この場合に即して言った場合には、どういうものが挙げられているのでしょうか。

○（企画）高橋主幹

今の認可の供給規定のお話につきましては、OBCと契約を結んでいるという状況でございます。

○古沢委員

熱に関して言えば、ヒルトンは店子になるわけです。自分の建物を持ちながらね。おもしろい形態だと思うのです。そうしたら、OBCが、ヒルトンから入ってくるべき料金が入らないわけですから、立て替えて払っているのでしょうか。あるいは、国際ホテルの水道料のときに問題になったような方式で、その分を差し引いて支払っているのでしょうか。

○（企画）山田参事

お聞きしている範囲では、立て替えるお金もありませんので、OBCは自前の部分を何とかしていますので、ヒルトンの分は、多分、お金は1円も入っていないと思います。

○古沢委員

そこで心配なのは、先ほど言いましたように、1年間で約3億円近くの料金になるわけです。このまま推移しますと、エネルギーを供給する会社自体が持ちこたえられなくなるという心配、早晩、そういう状況に追い込まれるということを心配しているわけです。

キクヤ書店出店について

次に、別角度からお伺いします。

旧ピフレ棟のシーブについてですが、その3階にキクヤ書店が出店をするというふうに伝えられています。計画されているキクヤ書店の売場面積、年商目標はいかほどですか。

○（企画）山田参事

担当者がここにいないので恐縮ですが、新聞報道によるとという範囲でしか、私どもは聞いていません。

新聞によると、目標15億円、面積3,500平方メートルから4,000平方メートルくらいと、私が聞いている範囲では、そういった目標値そのものはいろいろ持っているのですけれども、別な部分で言うと、出店をするに当たっての後志・小樽圏の個店のいわゆるリサーチといいますか、そういったことでの数字とは、若干、違います。ですか

ら、この15億円が正しいかという点は、直接、確認していませんので、何とも申し上げられません。

○古沢委員

お伺いしますが、商業統計調査の書籍・文房具ですが、平成9年度の調査で、店舗数と売場面積について、小樽市全体ですけれども、売場面積と年間の販売額は幾らになっていますか。

○（経済）商業労政課長

商業統計の書籍・文房具部門で申しますと、平成9年度は79店舗、面積が4,579平方メートル、売上52億円というふうになっています。

○古沢委員

そのうち従業員数4人まで、5人未満の小規模な店舗が約半分です。49パーセントを占めています。

そこで関連して伺いますが、これは書籍・文房具の統計ですから、このうち、書籍・雑誌類を専門とするといえますか、そうしたお店の数、売場面積、年間の販売額は、どのようになっていますか。

○（経済）商業労政課長

書籍・文房具の内数としまして、書籍・雑誌小売業という分類になりますが、その数字で申しますと25店舗、面積が3,529平方メートル、売上22億5,782万円というふうになっています。

○古沢委員

キクヤ書店は、1店舗で3,500から4,000平方メートルとご報告いただいたわけですが。年商の目標は、約15億円だそうです。小樽市内での同業種は、全体で3,500平方メートル、年間の販売額が22億円です。この影響を、どのように考えておられるか。お聞かせください。

○（経済）商業労政課長

私どもの方で、新聞発表になりましてから、すぐに市内の主だった書店の方に、どのような影響があるか、どう受けとめておられるのかということ、ちょっと聞いてみました。

それによると、以前、8月にマイカルの中にあったビブロスが閉店した際に、若干のプラス効果があったという話で、その意味では、同じところにキクヤが出店すれば、影響が出るのではないかという意見もありました。それから、多少、キクヤが出店することについて、不安があるという意見がありました。

一方で、専門書が中心であるということであれば、小樽よりは、むしろ札幌のそういった類の書店に影響が出るのではないかと、それから、小樽には、専門書を取りそろえているところがないと言っていいので、それほど大きな影響がないのではないかと、そういった両方の意見もありまして、はっきりとこうだという意見になるような感じではなかったと思います。

これは、あくまでも出店前の状況でお話を聞いたことですので、出店されましたら、私どもの方でどういった状況であるのかということは、引き続き、調査したいというふうには思っております。

○古沢委員

小樽の街の特徴というか、商店の特徴は、道内で言えば、小樽と共通するのは函館です。小規模のお店が多い、それから単品を扱う、そういう形態の店が多い。これは、ほかの都市と比べても際立って違う特徴です。

そういう小樽のまちづくりの、中心を担っている部分の一つになるわけです。先ほど言ったように、5人未満の小規模の店舗が約半分ですから、書籍・文房具のところで言えば、こういったところが、大きな影響を受けるというのは、オープンをする前から、相当、心しておかなければいけないことだというふうに思います。

エネルギー供給の問題で、北野さんが質問を予定しておりますので、私は最後になります。

○古沢委員

築港104番の土地売却について

築港の104番の土地の問題です。

先ほど報告があった、札幌の株式会社新和に売却をされました。この土地は、平成14年11月22日付けで分筆されています。104番の1、2、3に、三つに分筆されています。そのうちの104番の1、8,400平方メートルが、今年1月30日付けの売買で所有権移転をしている。

この株式会社新和の商業謄本を、参考までに目を通してみました。ご報告いただいたように、パチンコ店経営を主とする営業目的で登記されている会社です。

遊技場の経営、さらには金銭の貸付業、こういったことが主業種のように見えますけれども、当別に1店舗、そのほかは札幌市内、合わせて9店舗だと思いますが、プレイランドハッピーという店の名前なのでしょうか、大がかりに、大規模にパチンコ店を営んでいる会社です。この会社が土地を取得したわけです。そして、報告されたように、あそこには、パチンコ店が建てられる計画のようです。

念のため、デザイン課長に伺っておきます。市の景観条例に関してです。この地区、つまり築港地区は、特別景観形成地区に指定されていますが、それはいつでしたか。

○（建都）都市環境デザイン課長

築港地区の特別景観形成地区の指定年月日でございますが、平成8年11月1日付けで指定してございます。

○古沢委員

この築港地区の景観形成計画では、主に、どういうふうに述べられているのでしょうか。

○（建都）都市環境デザイン課長

この地区の景観形成計画でございますけれども、小樽の歴史、文化、自然に調和した新しい親水空間としての魅力ある街並みの創出を図る、それから、建築物などについては、小樽の歴史、文化の感じられる、周辺の空間に配慮した新しい街並みの形成を図る、さらに、小樽の歴史、文化、自然に調和した潤いのある快適な歩行者空間、公共空間の整備を図るという計画を持っております。

○古沢委員

参考までに、景観形成基準を伺っておりますが、そのうちの例えば広告物について、さらに、屋根や軒について、どのように示していますか。

○（建都）都市環境デザイン課長

景観形成基準の内容でございますけれども、1点目は広告物でございますが、歴史、文化、自然に調和した魅力ある親水空間としての環境を創出するものとする。それから、のぼり、旗などの簡易な広告物については、原則として避ける。それから、大きさなどは必要最低限として、けばけばしい色彩は避け、魅力ある街並み景観の創出を図る、というような内容になってございます。

2点目の屋根の部分でございますけれども、魅力ある快適な街並みを創出するために、屋根の形状を工夫して、スカイラインの調和を図る。新しい親水空間としての、魅力ある街並みを創出する材料及び色彩として、けばけばしいものは避ける、という内容になってございます。

3点目、軒の部分でございますけれども、建物本体と調和する軒の出とし、色彩については、屋根あるいは外壁に調和するものとする。以上の内容になってございます。

○古沢委員

加えて言えば、過度な照明装置、又は点滅や移動する照明装置を有するものは、原則として掲出ししない、こういうふうにも言っています。これは、念のため、確認しておきたいと思います。

○OBC滞納に係る担保設定について

税金の問題です。

確認しておきますが、昨年2定の予算特別委員会、昨年の6月13日です。この築港104番の土地について、私は具体的に謄本を示して質問をしました。山田参事の答弁です。

小樽市が担保権を設定して、金を払わないと抜かないぞという話になると、抜かないぞというのは差押などですが、基本的に、ＯＢＣそのものの再生債権も支払われない。税金よりも本体がいつてしまう。抵当権の設定、これも具体的に言えば差押です。抵当権の設定は極めて難しい。

これに、山田市長がこう答えています。「とりあえず、ＯＢＣが何とか再生し、そして税金も払えるように、我々は見守りたい。できる限りの支援をしていきたい。」と。ご確認いただけますか。

○委員長

古沢委員に申し上げますけれども、24分経過していますので、お願いします。

○（企画）山田参事

その趣旨のご答弁をさせていただいたと思います。

○古沢委員

昨年9月20日、小樽市は差押をしています。ちょっと奇異に感じたのですが、どう言ったらいいのでしょうか。市長、心変わりしたのか、ここのところを、ちょっとお聞かせください。

○山田市長

ご承知のとおり、5年間の転売禁止をしておりました。それは、ＯＢＣの再生といえますか、土地、資産が売却できれば、再生のために、我々としても売却を促進した方がいいのではないかと。そういう考え方の下で、この転売禁止条項を変更しました。

その後、いろいろ引合いといいますが、そういうものがあるやに聞いておりましたので、それであれば、売却となれば、担保権の設定をしておかなければ、市には全部入らないというようなこともありましたので、9月20日に差押をしたというようなことでございます。

ですから、心変わりではなくて、我々としては再生を願ってきましたけれども、そういう土地売買の引合いがあって、話が、だんだん進んできたという経過があるものですから、そうしなければ保全もできないということですので、ご理解願いたいと思います。

○古沢委員

ちょっと時間が超過していますけれども、どうしても、これでは終わりますと言えないのです。そうなったら困るから、そういう保全的な措置を講じたらどうですかと、6月に議論したのです。それでも、市長も山田参事も、そういうことはできないと言ったのです。心変わりではないですか。ちょっと教えてください。

○山田市長

当初、我々は、資産を売却するとＯＢＣにそれが入ると思ったのです。売却益が。

○古沢委員

ちゃんと言ったでしょう。

○山田市長

それで、日本政策投資銀行が、売れたものを全部持っていく。言葉が悪いですが、そういう状況が、だんだん判明してきたということがあります。ですから、そういう状況を踏まえながら、我々も、適切な対応をしていくということは、当然ではないのかというふうに思っています。

○古沢委員

その話も、6月にしたではないですか。日本政策投資銀行が抵当権を設定している。けれども、この築港104番だけは、どういう事態になっても、税が優先する唯一の土地です。保全措置を講じますか、という話をしたではないですか。市長は何と言いましたか。私は、税務の経験もあるからと、その議論の中で言ったでないですか。

いいです。心変わりをしたものを、心変わりではないと言うわけですね。

年が明けて1月30日に、この差押登記が抹消されています。今の市長の説明で言えば、当然、税が滞納していた

から、差押したのでしょうか、税は完納したのでしょうか。

○（財政）納税課長

1月30日付けの解除の件でございますけれども、大変、申しわけございませんが、特定の納税にかかわることでありますので、具体的には申し上げられませんが、解除できる要件が具備されたということで、ご理解を願いたいと思います。

○古沢委員

資料要求しています。1月末現在の固定資産税、都市計画税の収入状況、平成9年からの状況を出していただきました。おわかりいただけと思いますが、9年から13年までの収納率、1月末の収納率は、現滞合わせますと、平均値で言えば85.5パーセントです。しかし、14年度、本年度の1月末現在は80.7パーセントだと。

これを踏まえた上で、滞納繰越分という欄があります。これを見てください。14年度1月末で言えば、滞納繰越分の収納率が26.1パーセント、これは、過去5年間に比べて異常に高いのです。

納税課長、ちなみに聞きますが、前月の12月滞繰分の収納率は。

○（財政）納税課長

14年12月末の滞繰分の収納率につきましては、12.1パーセントになっています。

○古沢委員

この1月、収納率で14パーセント上昇しました。調定額で見ますと、実額で1億7,000万円、この1か月で収入があったということになります、滞繰分で。

そうしますと、具体的にはおっしゃらなかったけれども、差押解除をした理由は、実は滞納繰越分、想定される金額1億3,000万円ないし4,000万円ぐらいの金額、この部分の収入があったから解除した、ということで考えてよろしいですね。数字が語っているではないですか。

○（財政）納税課長

数字は、そういうふうになっていますけれども、滞納整理ということで、4月からそういう滞納整理が始まっております。

そういったことで14年度1月末につきましては、収納率が格段に高いという委員からのご指摘でございますけれども、これは、昨年4月から納税交渉等を行ってきまして、それら納税者との交渉の結果、積重ねの結果としてあらわれた数字ということで、この中には、いろいろな要素が含まれているということで、そういうふうと考えていただければと思います。

○古沢委員

6月に私が示したように、日本政策投資銀行に優先する分は、固定資産税のうち、滞納繰越分の1億3,000何がしと思われるこの分については、保全的な措置、差押等の措置を講ずれば、いかなるときでも、政策投資銀行に優先しますというふうに話をしてきました。

そのとおり、優先する分について、税を納めてもらって解除をした。先ほど言ったように、解除すべき要件が具備したから、その最大の理由は完納ということになるのですが、完納ではなくて一部納付、滞納繰越分で、政策投資銀行に優先する分の収入があったから解除した、ということでもいいではないですか。それとも、納まっていないのに解除をしたのか。

○委員長

古沢委員に申し上げますけれども、28分経過していますから、やめてください。

○（財政）納税課長

解除をする要件はいろいろありますので、そういったことで、いろいろな要件があるかと思います。

○古沢委員

終わりにしたいと思うのですけれども、本当は、ここで理由をきちんとご答弁いただければ、私はそのところで終わったのです。数分オーバーしたぐらいで終わったのですよ。心変わりしていないというから、どうしても聞かざるを得なかったのです。

ついでに言いますと、現年度分、これも、今年は固定資産税関係は、極端に落ち込んでいます。先ほど言ったように、平均値85.5から比べると、約5ポイントのマイナスです。正確に言えば4.8ポイントほどマイナス、税額にすれば4億9,000何がし、約5億円です。

この5億円という数字は、昨年の議員協議会で守安社長が、後日、報告をするということで、松田議長に文書報告をしてくれた、今年度の固定資産税約5億3,000万円にどうやら符合します。

ですから、一部の滞繰分が納まって、本年度分はそのまま積み残しで差押解除をした、というふうに見ることができるのではないかと。これは私の見方です。

私たちはマイカルの問題を、例えば悪いのですが、もぐらたたきみたいに出るもの、出るものを全部たたいて潰してしまえという態度はとっていません。多くの市民が願う方向で再生がされていくのであれば、そういうことが約束されるのであれば、私たちの考えというものも、おのずから変わってくる、こういう立場です。

しかし、今、行われようとしているのは、あの特別景観形成地区、そもそも絵を描いたときに、パチンコ屋もギャンブル場、馬券場も、その絵の中には入っていなかったことまで含めて、今、マイカルが再生するのであれば、何でもありという状況になっています。これではちょっと困る、というのが私たちの立場です。

ですから、その点をきちんと受けとめていただきたい、そのことを申し述べて、質問を終わりたいと思います。

○北野委員

1点だけ聞いておきます。すぐ終わりますから。

○委員長

1点だけです。

○北野委員

エネルギー特区について

エネルギー特区の問題で聞きます。特区構想で、第2次として、マイカル小樽の地域に、エネルギー供給会社が電力や熱供給をできるように、供給範囲を広げる特区を申請しました。政府の方は、全国から来た2次特区の分について、一応、態度を明らかにしている。認可になったものは極めて少ない、というNHKの報道でした。小樽のマイカル地区の、エネルギー供給範囲を広げる提案はどうなりましたか。

○（企画）高橋主幹

小樽市が第2次特区として提案いたしました特区構想につきましては、資源エネルギー庁の回答が既に出てございまして、基本的には特区として認めると。

ただ、その条件の中で、安定供給とのかかわりというような形が、一つ示されなければいけないということで、基本的には、組合等の設立等を考えて、中で供給をしていくということについては、特区構想として認めていただけるというふうに回答を受けてございます。

○北野委員

ちょっとわかりづらいね。エネルギー特区で申請したものは、そのとおり認められなかったのでしょうか。

だから、そういう説明をしているのではないですか。こういう条件を満たせば、許可になりますというのだったら、もっと詳しく説明してください。わかるように。

○（企画）高橋主幹

ご質問のエネルギー特区の提案内容については、基本的に、電気事業法による「安定供給における密接な関係の

定義」というものが省令でございまして、その密接な関係というのがどういうものなのか、ということを質問いたしまして、その内容について、密接な関係というものの緩和を実現する、ということが可能であればということで、組合等の設立によって特区として緩和できる、という回答を得てございます。

○北野委員

結局、エネルギーの供給範囲を広げて、フェリーターミナルだとか、海石榴のある先の方まで広げると。

だから、主幹の答弁にあるように、組合をつくれというのだから、フェリー、海石榴、マンションだとか、そういうところ全部で組合をつくって、ここへクリーンエネルギーを供給してくださいと、そういうふうにして安定的な供給が確保されるのであれば考えましょう、という返事ではなかったのですか。

○（企画）高橋主幹

区域の設定につきましては、北野委員からお話がありました勝納埠頭、若竹地区を含めた区域で申請しました。

ただ、その中で、小口の事業者だとか、今後、建てていく事業者だとか、そういった中で、この区域の人がみんな組合員にならなければ、特区として認めないという状況でございませぬ。

○北野委員

そんなかたいことは言っていないよ。

だから、そういうところで広範に、エネルギー供給から受ける人を増やして、安定供給が確保されれば考えましょうということでしょう。だから、組合をつくれば、検討の余地はありますということではないのですか。

○（企画）高橋主幹

安定供給というのは、当然でございますけれども、古沢議員の方からも質問がありましたように、要するに供給者と需用者の、そういった確保が組合等で確立できれば、特区として認めるということでございます。

○北野委員

意見だけ述べて終わりますけれども、先ほど古沢委員の方から指摘がありましたように、価格が大変高いと。だから、供給範囲が広がれば、それが割安になるということしか考えられないのです。

だから、とんとんのところまでお客さんを増やして、そして、我々はここで供給を受けますから、組合設立を認めてくださいというふうにならなければ、エネルギー供給株式会社の再生ということは難しいと、特区で申請はしたけれどもね。

市のそういう支援があるけれども、実際問題、相当時間がかかりますよ。これは、率直に言って。

そういう点で、私は、小樽市の支援策ということについても、支援できることがあれば支援していきたいという基本方針だけれども、しかし、そうは言っても、実際に着手するとすると、大変、難しい問題が横たわっているということだけは指摘しておきます。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。教育委員会と納税課長は、退席をされて結構です。次に、自民党に移ります。

○大竹委員

マイカル小樽エネルギー供給㈱について

今回、いろいろ報告がございましたが、その中で、今のマイカルの問題は、私はエネルギーの方に興味があったので、お話はしておりますので、聞いてみたいと思います。

その前に、保留地の関係なのですけれども、ここの築港 104番、これは三つに分割されていますが、1月30日に売られたほか、次の2というのが道路かと思います。それで3のところですが、ここは、まだ保留地という形の中で残されるものなのか。

それと、ここにはエネルギー棟が設置されております。その辺の関係について、契約関係も含めてどうなってい

るのか、知らせてください。

○（企画）高橋主幹

今、大竹委員からご質問がございましたように、保留地を分割して売却した部分、それから道路用地としている部分、エネルギー棟が建っている部分につきましては、保留地を取得しました、小樽ベシティ開発の所有地でございます。

そこを、エネルギー会社が借りているという状況でございまして、基本的には、今後、エネルギー会社のところを、どう処分しようという計画はございません。

○大竹委員

そうしますと、エネルギー会社が、O B Cから賃貸を受けているという解釈でよろしいですね。

それでは、次にエネルギー棟の問題で、共産党からいろいろ話があったのですが、エネルギーコストの削減ということをしなければ、なかなか経営自体が成り立っていかない、というのが現実の問題だろうと考えております。

そこで、お伺いしたいのは、今のエネルギー棟につきまして、その現況、供給量といいますが、それについては、どのぐらいの規模で供給できるのか、そのような規模の施設になっているのか、という部分をちょっとお聞きしたいと思います。

○（企画）山田参事

熱の単位が、よくわからない部分もあるのですけれども、発電の能力というのが、最大18,500kw/hという能力を持っている設備でございます。

それから、エネルギーは91,000と、これはMJという単位になるのですけれども、91,000という能力を持っているというふうに、資料ではなっております。

○大竹委員

そこで、現在、実際に使用されている量的なものについては、どのぐらいの供給がされているのか、という部分はいかがですか。

○（企画）山田参事

まず、電力でございますけれども、平成14年の予測という数字をいただいておりますが、だいたい9,225kw/h、いわゆる計画数値ですから、能力的な比較からすると50パーセント稼働と、こういう形でお聞きをしています。

それから、先ほどのMJの関係ですけれども、これは79,730、約88パーセントの稼働をしているというふうにお聞きをしています。

○大竹委員

そうしますと、これだけの能力がありながら、電力は50パーセントぐらいだということでありまして、エネルギーコストということを考えますと、やはり、今、供給されている側がO B Cとしましても、支払う額というものが割高になっている、ということにはならざるを得ないことだと思います。

そうしたときに、次の問題ですけれども、将来、採算ベースということを考えたときに、その供給量とその施設の経費ですが、施設自体は、どういうものがあると、どのぐらいの量が、現状よりまだ増えることによって、採算ベースに合うのかという辺は予想できますか。

○（企画）山田参事

具体的に、試算をしている数字はいただいておりますし、一般的に、先ほど古沢議員の質問でもお答えしたように、認可料金で動いていると。

その認可料金を決めるに当たっては、会社側の初期投資分も含めて、それと事業者のいわゆる需要予想というもの、そういったものを立てながら、双方が、もらう方も出す方も安全という前提で進んできていると。

ただ、今現在、エネルギーコストは、これは一般的なエネルギーコストで、電池だとか熱源で区別しないで、そ

の初期投資の、いわゆる減価償却も含めた費用というのは、経営的にはかなり大きいということなので、そういったものを何とか整理できれば、トータル的に、各テナントといいますか、ＯＢＣに供給をするいわゆる基本料金部分のコストが下がると。

個々にいきますと、電力そのものが、いわゆる従量そのものが、北電さんとの料金から比べて、そう乖離があるようではございませんので、やはり、そういった基本料金をどう下げるかということで、相当、動いていくのかというふうには思っています。

○大竹委員

そうしますと、今、50パーセントの稼働率であるものが、100に近くなってくることによって、それが使っていただけることによって、全体コストが下がってくるということは、当然、考えられますね。

そこで、先ほどの質問にもありましたが、電気事業法の中で、組合をつくるためのものか、よくわかりませんが、ちょっとわからない部分があるので質問をします。

密接な関係があることによって、というような答弁がありましたが、そこを、ちょっとご説明願いたいと思います。

○（企画）高橋主幹

密接な関係につきましては、電気事業法の規定の中でございますように、経済産業省令で定める関係という内容の記述につきましては、生産工程、それから資本関係、人間関係等におけるもの、ということまで記載されてございます。

○大竹委員

ちょっと、わからないのですけれども、今、そこは密接な関係だったかというのは、組合自体が、きちっとした形になっているということも、当然あるでしょうし、そのほか、ここで言いますと、北電との関係だとかということも、当然、出てくるのかと思ったものですから、質問しています。

ですから、そういう面は、供給する側はいろいろなものがありますけれども、そういうことを含めて、いろいろな面でクリアすることによって、特区構想の中の、そういう部分が認められるということではないかと思うのですが、その辺はどうですか。

○（企画）山田参事

法律というのは難しいもので、私も文章を読んでもよくわかりませんので、国の方にお聞きをした中で整理させてもらおうと、本来、今の供給会社とＯＢＣの関係というのは、資本は、当然入っています。

ですから、自家発・自家消費と言われるもので、自分のところでつくって、自分のところで消費するという枠組みの中で、先ほど言った特別な関係といいますか、そういうことで成り立って、一般の北電からではなくて、自分たちのものは、自分たちでつくるということで、いわゆる規制緩和といいますか、そういう枠組みの中で認められてきたと。

それを何とか広くできないかということの中で、このままではだめなのだと。

それでは、そういう特別な関係というものの、法律自体なり決まりなりを抜きにできないから、その特別な関係を維持するような形で、ですから、協同組合という体制も含めて、地区の中でそういう関係、協同組合というお互いの仲間同士をつくることで、その範疇に供給をしていくと。

こういうことであれば、現行の法の読みといいますか、省令の読みというもので変えなくても、何とかいけるのではないかと、こういうようなお話であるということなのです。

○大竹委員

そこで、ＯＢＣの方へも行ったりして、いろいろ話も聞くのですけれども、やはり、エネルギー関係の費用といいますか、経費といいますか、それに投資した部分も含めて、なかなかその辺が重いのだ、というようなことを話

されたこともありました。

そんなことを考えますと、今の特区構想の中で、近隣のところに、今の電力でありますと、現状の中では、50パーセントしか稼動していないということを考えますと、ほかのエネルギーも含めて、よそに供給できるようなことになってきますと、その辺は、OBCとしても、多少は経費面で軽くなってくるのだらうというようなことを、私自身は思うのですけれども、そのような形に考えてよろしいのでしょうか。

○（企画）山田参事

特区の問題とOBCは、直接的には、結びつけてはいないのです。

というのは、先ほど申し上げたように、電力の最大能力は18,500キロです。これは、平成11年の段階で、約11,200キロ弱ぐらいしか使っていない。オープン時から、約6割稼動で進んでいるのですね。

ですから、今、私どもが提案しようというふうに考えたものが、こういうクリーンエネルギーを使った、地域の発電所が余力として持っているものを、何とか、他の地区を指定して、他の事業のところに範囲を拡大することで、事業そのものが健全化していく。そのエネルギー会社がですね。

そういうことで、今、国で言っているところの企業の活性化といいますか、そういうことを目指しての、一つの大きな要素としてあったということを、ご理解いただきたいと思います。

それから、先ほど申し上げたMJの話ですけれども、趣旨がよくわからなかったのですが、先ほど言った91,000と、予測の79,730は、いわゆる温熱分の能力です。いわゆる暖房の方です。

それから、冷房は、実は設備能力としては73,400MJ、時間当たり、それが14年予測で大体34,800、47パーセントという数字をいただいております。

○大竹委員

そういうような形で、先々に向けて、やはり、お互いが成り立って継続していくというようなことが、一番大事かと思しますので、あれに対する初期投資というのは、かなりの金額でございますので、そういういいような方向に向けて、これからも、いろいろな方面に働きかけていっていただきたいと思います。

そこで、ちょっと変わりますけれども、私の考えの中であったのは、考えといいますか、記憶の中にありますのは、OBC自体が、最初に構想を打ち上げたときに、エネルギー棟をどうするか。

どういうふうにするかというような中で、私は、ごみの焼却をしながら、それを熱源としたものを供給していくのだ、というようなことがあったような気がするのですが、その辺はどうでしたか。

○（企画）高橋主幹

この開発構想の段階で、今、大竹委員から話がありましたように、ここのエネルギーに関しましては、発生するごみを固形燃料化して、発電というふうなことを考えていたということは、確認いたしました。

ただ、その中で、いろいろ環境問題だとか、実際に固形燃料化する段階での経費の問題だとか、そういった中で現在のコ・ジェネレーションシステムが進んでいく、といった状況で確認しております。

○大竹委員

そこで、最初の方針、いろいろ考えたけれども、当時の状況ではやはりなかなか難しいと。

実は、小樽市では、やはりダイオキシンの問題が発生しました。全国的に見て、ワーストワンというようなことがありましたので、その辺もあったかと思うのです。

それに、当初あったものを変えた中に、その断念した経緯ということの中に、ダイオキシンというものが含まれていたのかどうか、という部分はどうか。

○（企画）高橋主幹

ダイオキシンの問題というのは、固形燃料化する際に廃プラを入れないと、燃焼時の温度が上昇しないので断念した、というようなことを聞いてございます。

○大竹委員

そこで、今、廃プラを入れないと燃焼温度が上がらない。ごみを燃やすためには、800度以上に上げていかないと、ダイオキシンの発生が多くなるという現実がありますね。

そこで、廃プラを入れないといけないということがありまして、だから、それを入れるということによって、ダイオキシンが発生するだろう、そういう考え方にたどり着いたのではないか、ということは想像できるのです。

そこで、当時ではなくて、現在のことを、ちょっと伺いたいと思います。

現在のごみ焼却の技術の中では、ダイオキシンを発生させる燃焼をクリアできる技術が確立されている、と私は思っているのですけれども、その辺はいかがですか。

○（企画）高橋主幹

大変、申し訳ございませんけれども、その辺については、ちょっと承知しておりません。

○大竹委員

先ほどの答弁の中にあつたのですよ。プラスチック類を燃やさないで800度以上にならないからできないのだということになったのです。あなたの答弁です。

ということは、逆に考えますと、プラスチック類を燃やして燃焼温度を上げていかないと、ごみ焼却ができない、そこに行き着くことになろうかと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○（企画）高橋主幹

ベシティ開発の方からは、そういう温度の確認をさせていただきましたけれども、今言うように、具体的に、そういったものでダイオキシンの関係だとかというものは、申し訳ございませんが、承知いたしておりませんので、よろしくお願いいたします。

○大竹委員

この辺は、助役はいかがですか。

○小坂助役

一般的に、通常の一般廃棄物といいますか、家庭から出るごみでの、今、計画しているような焼却炉については、当初から、そういったダイオキシン発生防止のための、いろいろな仕様を考えての施設になりますから、そういった心配はないように、もちろん設計しなければならないわけです。

今のエネルギー棟の施設につきましては、そういった当初からの考え方がどうかということも、私は詳しく承知していませんので、今、その部分を議論されても、私の方からは的確なご答弁ができませんので、ご理解いただきたいと思います。

○大竹委員

そこで、ちょっと申し述べておきたいと思うのですけれども、先ほどお答えになった、プラスチックを混合させるようにしなければ、温度が上がらないという答弁、これについては、私はそのとおりだと思います。

そういうような形の中で、ごみ問題を解決しなければならないということは、現在でも変わっていないのだろうということを、確認しておきます。

○大竹委員

道営競馬場外馬券発売所について

場外馬券場の関係で質問してきたいと思います。

これにつきましては、ギャンブル施設という話が出てくるわけなのですが、ギャンブルにつきましては、大人が個人の判断と責任の下において行うものだということは、基本になろうかと思います。

そういうことを考えますと、確かに、いろいろな波及効果もあるだろうけれども、現在の小樽市のことを考えますと、人口減という形の中で推移しているのが現状です。

その中で、やはり、経済効果を上げて、経済活動をしていかなければならないということを考えたときには、単なる、小樽市の人口ということだけではなくて、昼間の人口、あるいは流入人口ということも含めて、消費の拡大につなげていかなければ、小樽市の経済というのは、成り立っていかないということが、当然、考えられることではないかと思うのです。

その辺の経済効果ということを考えたときに、どういう波及効果があるかというような面も含めて、どのようにとらえているのか、その辺をお答え願いたいと思います。

○経済部長

馬券場とギャンブル性の問題は、ちょっと置いておきまして、道の今の計画を見ておりまして、1日250人来るということで想定されているようでございまして、250人の方が新たに来られるとすれば、それなりの飲食、あるいは物販という部分も含めて、何らかの購買につながっていくと思いますので、そういう意味での経済波及効果はあるのだろう、というふうに思っております。

○大竹委員

そういうことで考えますと、本当に、今の人口減、あるいは財政的に疲弊している小樽市の将来のことを考えますと、いろいろな面で波及効果も考えた中、あと、環境問題も当然出てきます。これは、子供の環境も当然でございます。そういうことも含めた中で、何を選択し、何をしていくかということが、今、行政サイドで考えなければならぬことかと思えます。

その中で、前回、第3ビルの商店街、要するに第3ビルの地下に、当初は設置するということでした。そうしますと、サンビルプラザ商店会は、ご存じのとおり、国際ホテルがあのような状況になって、人の出入りが非常になくなった。そういう中、あるいは、中心商店街が空洞化されているという中で、やはり、商店街にとっても期待した部分はあったかと思うのです。

ところが、そういう話が降って湧いて、地元の人方に話した。それから幾日も経たないうちに、よそへというような、期待を持たせて踊らされたとするならば、やはり、その辺は、もっと慎重に物事を考えてやるべきでなかったのかと思うのですけれども、いかがですか。

○経済部長

道営競馬事務所として、3ビルを、その時点での有力な候補地ということで進めてきたわけですが、それがあって、サンビルプラザ商店会あるいは駅前ビルというところが、ベストではないのだけれども、そういうものが出てくることによって、自分たちの営業にもプラス効果があるということで、希望していたのは事実でございます。

そういう中で、古沢議員とお話にもございましたように、議会議論、その他もろもろの情勢も含めまして、道の方で検討した結果、あそこに絞っていくということについての難しさ、ということも内部的にあったということでもございました。

それにつきましても、断念するに当たって、市長に申し入れをしたということだけではなくて、サンビルプラザ商店会なり駅前ビルなり、その辺のところにも、断念せざるを得なかったいきさつについてご報告をして、一定の了解を得て、次のマイカルの中でという運びになったと聞いております。

ですから、地域の振興策といいますか、それを考えると、馬券場だけで、それに絞って考えるということでは当然ないわけでございまして、あの部分につきましては、違う形で何ができるのか、お手伝いできるのか、我々としては、今後、やっていきたいというふうに思います。

○大竹委員

最後になりますけれども、競馬場の場外馬券売場というのは、道の管轄かもしれません。

でも、小樽に来るとすると、小樽の経済という考えで取り組まなければ、単に向こうから、来てほしいからという話ではなくて、それによって、経済効果がどういうふうに生まれて、どこに立地するのが、小樽にとっていいの

か、ということを考えていかなければならないのが、小樽市の経済部といいますか、ほかのところもありますけれども、道から来ているからということではなくて、もっと真剣にといったら失礼かもしれませんが、小樽の経済を考えたときに、どこに立地するのがいいのかと。

以前でしたら、マイカルが進出するときに、中心市街地の空洞化になるから大変だ、というような議論が随分されましたね。

そういうことを考えたときに、やはり、全市を見たときに、どういう効果を上げるために、どこにどのようなものを、どのようにしたらいいかということ、もう少し深く掘り下げて、議論していく必要があるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○ **経済部長**

我々として、馬券場を小樽市が主体的に誘致するというのであれば、それは、それなりのことは十分やるべきことである、というふうには思います。そういう形ではなくて、今回は、道サイドから、そういうふうな話が持ち上がった、ということがまず一つあります。

それと、どの場所に立地するのがいいのかということは、非常に多面的な部分があります。

当初の段階では、第3ビルの中で、出てきてくれる方がいいと動きがあったので、そうであれば問題点がクリアされるという大前提の中で、出てくる、そして問題もクリアされるのなら、それは望ましいことだろうということで、行政としては、それに対して協力をする、という立場でやってきたわけです。

ただ、それを進めるに当たって、先ほど多面的と言いましたけれども、いろいろな課題が出てくることになれば、それは、一つずつ考えていかなければなりません。それが、総合的な話として、行政としてここが難しいということであれば、それはそれでやむを得ないというふうに思います。

○ **大竹委員**

道営住宅奥沢中央団地について

ここで止めておきたかったですけれども、同じ形が出てきたのが、今回の報告にあります道営住宅です。これは、お山の上に建つ道営住宅です。内容を見ますと、福祉的なものの中に入れると。立地条件としてどうなのかという考えは、私は持っています。

今、とりあえず、道の方でされるので、どこも場所がないからつくられたということではなくて、小樽市全体を考えたときに、どこに道の資金を導入した中で住宅政策をして、あるいは空洞化を防ぐために、どうしたらいいかという観点に立ったときに、この問題につきましては、当初、道の方では、中央通に面した箇所というのが、一つのコンセプトでありましたね。

空洞化の問題もありました。でも、適地がないからということになったのですけれども、道の建物といえども、やはり税金です。市民も払っている税金だと思います。

そういうことを考えたときに、それがいかに生きてくるか、そういうような施策がないと、せっかくの税金も生きてこないのではないかという気がするのです。

ですから、今回、道営住宅の場所として決定されましたが、これから先に向けて、やはり、もう少し広い意味で見て、全体的に見て、それと小樽市民に軸足をとった中で、その辺を考えてもらうということが、財政難の今ですから、必要なことではないかと思うのです。

その辺について、これから先は、あまり市長にその辺をというわけにはいかないのでしょうかけれども、助役どうですか。市長ですか。

○ **山田市長**

奥沢の場所については、ベストだとは思っておりません。いろいろ探しまして、もっと中心部に近い方とか、いろいろ物色した中で、なかなか取得ができないという経緯があって、最終的にあそこになったのです。

場所はとにかくとして、やはり、建物の戸数ですね。戸数の確保というものも大事ですから、大変、申し訳ないですけれども、せっかく道がやってくれるわけですから、これを断れば、いつになるかわかりませんので、そういうことで選択したわけですから、その辺は、ご理解願いたいと思います。

もちろん、中心部の一番いいところに建てられれば、一番いいのでしょうけれども、3,000平方メートルという土地を中心部に求めるのは、非常に困難であるという側面もございますので、その辺は、一つご理解願いたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結し、市民クラブに移ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

市民クラブを終わりにして、次に公明党に移ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

公明党を終わりにして、民主党・市民連合に移ります。

○武井委員

中央通沿線の公共施設について

私の方から4点ほど、それにご説明していただいた内容の中で1点、あわせて5点お伺いします。

最初に、中央通なのですが、今回の雪あかりの路も含めて回ってみました。例えば、駅前近くの喫茶エンゼルなどは、まだ営業しているわけですが、他に、もう1軒ほど見られましたが、これらは、いつまで粘っているのでしょうか。

それとも、もう話合いがついているのか、目途があるのかどうなのか、これを、まず教えてください。

○(建都)市街地活性化対策室・近澤主幹

先ほどの中央通の移転補償契約につきましては、全部で149軒ございました。これにつきましては、昨年末をもって移転契約は終わっております。

移転契約に基づきまして、支障物件の移転につきましては、現在、委員がおっしゃられたように、エンゼル喫茶店と、その右側の、隣の店舗兼住宅の計2棟が残っています。

これにつきましては、来月、3月末をもって、その移転が終了いたします。これで、すべて中央通の支障物件については、移転補償が終わります。

○武井委員

ご苦労さまでした。

それとともに、これは、確かあそこに、今も住宅の問題が出ましたけれども、公共建築物をとということが一時あったのですが、その後の答弁で、私の質問に対する答弁だったと思いますけれども、あきらめたような答弁があったように記憶しておりますが、これは、そういうふうに理解してよろしゅうございますか。

○(建都)市街地活性化対策室・渡辺主幹

あきらめたというわけではございませんで、あのときは、検討中ということで答弁させていただきました。

検討中といっても、非常に長いスパンで考えている状況なのですけれども、まだ結論は、財政的な問題もあるものですから、なかなか出ていないという状況でございます。

○武井委員

推進する小樽市が、まだ公共建築物の方を決められないでいるというのは、これは、全体計画の中で、非常に足

を引っ張る行為だと思うのです。

今、市長が、財政的に大変だとおっしゃいましたが、少なくとも、推進している側の方の予定しているものが、やっぱり先にやらないと、みんなの意思を損ねるのではないかと思うのです。

ですから、これは、一体いつごろか。私は、もうあきらめたものだと思っていたのですが、まだ、あるようですから、いつごろまでに結論が出ますか。

○（建都）市街地活性化対策室長

今、委員からのご指摘のとおり、公共施設の導入というのは、地権者の債権を移すという役目を持った部分もございます。その中で、民間の方の債権の方が、逆に、順調に終わりつつあるという状況にあります。

その中で、主幹がご答弁申し上げましたように、市の財政状況等があって、1等地でございますので、熟慮した中で用途を決めたいと思っていますので、期限については、ご勘弁いただきたいと思います。

ただ、建物は建てませんけれども、14年度予算の中で、一応の整備は終わりましたので、当面は、あの状況に合ったものをそうしたい、というふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○武井委員

今の計画では、今年中に換地処分も終了したいという、先ほどの説明でありましたけれども、そうすると、まだあきらめていないで、今年の事業計画の中で決まるというふうに理解していいですか。

○（建都）市街地活性化対策室長

工事そのものは、都計法で規定されています。その中に、公共施設のくだりも当然ございます。

その中で、期間もしくは時期を特定した記載というのはございません中で、こういったまちづくりの方向性を示すか、ということの記載はございます。

それも含めて繰返しになりますけれども、これから、そういった財政的な問題がある中で、もう少し時間をいただきたいと思ってございますので、ご理解いただきたいと思います。

○武井委員

こうなってくると、市長に尋ねるしかないのですけれども、財源の話を、主幹も室長も口を揃えて言います。それが、計画が立てられない最大の理由のように、この答弁の中で出ていますが、どうですか。

金がないということになると、これは、私たちも、じゅうぶん知ってのことですが、市長のお考えは、公共建築物が金がないからできない、計画できない、これでは、ちょっと市民も納得できないと思うのですよ。

○市長

一つは、もう5、6年も前から話ですけれども、どういう施設がいいのかということで、庁内で、大分、検討していたのですが、土地の面積が面積なものですから、こういうものというのが、なかなか打ち出せないといえますか、事務方も相当苦労してきたのです。

それで、いまだに用途が、どういうものでやるかということが決まっていない。

一方で、市民センターの駐車場が非常に狭隘だということで、引き続き、検討はしていきますけれども、当面は市民センターの駐車場として活用していきたいと。それで、財源の問題もありますけれども、問題は何をやるかというのが、まだ、はっきり見えてこない。

ですから、この検討は引き続きやっていきますけれども、やはり、当面は、駐車場として活用していきたいと思っています。

○武井委員

できるだけ早い時期に、今、時期そのものについては、まだ明確な答弁をいただいておりますが、ぜひとも、この公共建築物の計画だけが、事業計画だけが後に残ったということのないように、ひとつ推進していただきたいと思います。

小樽駅前歩道橋の撤去について

2 番目は、これは今までの中で、計画が進んだような後戻りしたような、何か、はかばかしくない小樽駅前の歩道橋の撤去問題です。

これも、私は前から言ってきたのですが、どうも、はかばかしくありません。どうなのですか。撤去計画はあるのですか。ないのですか。それとも、まだわからないのですか。

○（建都）市街地活性化対策室長

その件につきましても、これまで当委員会でご議論いただきまして、私どもも、本来、今年度中に結論を出す、というご答弁をした経過がございます。しかし、検討する中で、いろいろな環境の変化がありました。

というのは、設置をされた時期、また理由というのは、1、2、3ビルを結ぶ連絡橋という形の中で、再開発で設置をされたので、当然、1、2、3ビルの活用というのですか、時代によって、大分、変わってしまったという状況なのです。そういった中で、当然、直営で調査をするとか、いろいろなことをやっています。

ただ、1、2、3ビルのうち、2、3ビルの商店会長との接点なんかも持っているのですね。そういうことで、そろそろとるかどうするかという最終の結論が、どうも平行線のままだという状況なのです。その中で、道で、今年3月末までの委託をしています。その委託というのは、住民アンケートをとるという委託です。

そういうことで、歩道橋の利用者、もしくは、その下の横断歩道を使っている利用者にも、アンケートをしているということでございます。

そういったことで、環境が変わったことだとか、今後、将来の活用ということも踏まえた中で、アンケートを受けた中で、大至急、結論を見いだすべく、検討はしたいということです。

いずれにしても、駅前までの街路整備が、平成15年度で終わりますので、何とか、その年度内に終われるのか、ちょっと時期がずれるのかも踏まえて、今後、道警の方と打合せをしながら、検討を進めたいというふうには考えてございます。

○武井委員

住民のご意見なども、アンケートによって、調査して詰めていくというようなご答弁でしたが、このアンケートに要する期間、一体、アンケートをとるのは、いつごろを考えているのか。

○（建都）市街地活性化対策室長

これは、去年の夏に、小樽土現が発注をしました。

期間が3月までということですので、アンケートそのものは、もう実際には終わっていると報告を受けていますが、あとは、データ処理ということに、3月後半までかかるのではないかと聞いています。

○武井委員

この歩道橋問題については、建設常任委員会の中でもお尋ねしていますが、そういう中で、これは道道になった経緯があります。

したがって、道の見解待ちみたいな答弁がありました。あるいは、また、先ほど室長がおっしゃったように、今年度中には結論を出したい、というようなこともあった。

ところが、またアンケートで住民の意見を聞いてからだと、こういうことでございます。何かその辺で、堂々めぐりしているようなのですが、室長の考えはどうですか。前には、デザイン課に聞いたら、好ましくないというデザイン課の答弁でしたが、室長はどうなのですか。

○（建都）市街地活性化対策室長

この場で個人の意見というのは、ちょっと問題があるかと思いますが、ただ、私も長くこの事業に携わった中で、商店街振興の問題とか、久しく議論をしてきた経過がございます。その中で、あることによって、集客力が保たれているという状況を、切々と訴えられた経過がございます。

一方、外すにしても、今、横断歩道橋に方向サインがついています。そのサインは、横断歩道橋をとっても、つげざるを得ないと道は言っています。そのとき、ただ単純に外したから、景観的に100パーセント解決することにもならないのかなという点もあります。

ただ、ボリュームが違いますので、ない方がいいという議論もある中で、ここで個人の意見を言うのではなくて、道なりの意見、商店街の意見を聞いていますので、そういったものを総合的に判断した中で、結論を出したいと思っていますので、個人の意見については、ご勘弁願いたいと思います。

○武井委員

いずれにしても、私が聞いたのは、室長の心がどっちに向いているかでもって、アンケートの理解度も大きく変わるのではないかと思います。

したがって、ぜひとも早い時期に報告のできる、結論が出るような取扱いをやっていただきたい、これだけは申し上げます。

お尋ねしても、これ以上の答えは出ないと思いますから、そのようにご要請を申し上げて、次の問題に入ります。

小樽駅横駐車場について

駐車場問題なのですが、小樽駅前の駐車場は、私たちが見えていても非常に稼働率がいいようです。あれは、30分無料というのがいいのかと思っていますが、場所的にも、非常にいいのかなと思っています。しかし、駅横駐車場の評判が余りよくない。機械にしたせいかどうかはわかりませんが、余りよくありません。

駅横駐車場の利用状況は、どんなことになっていますか。

○(土木)管理課長

市営の小樽駅横駐車場につきましては、決算数字から言いますと、過去5年間の間で、約3割ぐらゐの減少になっております。

○武井委員

3割減少といったって、いくらから3割減なのか。わかりません。

○(土木)管理課長

平成9年に延べ台数で32,773台、平成13年で23,035台と。委員がご指摘のように、駅横が減っているということですが、これは、市営の稲穂、駅広につきましても同じように減少の傾向はあります。

○武井委員

これらの能率を、少しでも収益を上げるといいますか、そういうふうにするためには、原因をつかまなければならないと思いますが、この減少傾向については、どういうふうに分析していますか。

○(土木)管理課長

まず、駅の乗降の人が、小樽駅周辺の利用者が減っているというのが、まず第一かと思います。

あと、料金的な問題と、近年の駅前を中心とした商店街の動向とか、あるいは、新しい駐車場ができていうこと、そういう複雑ないろいろな要素が絡み合って、こういう状況になったと思います。

○武井委員

料金問題を、減少傾向の一つに挙げられましたが、これを決めたのは、あなた方ではないですか。

ですから、こういうことを理由の中に入れると、それでは値下げをすとか、今後の対策について、そういう方向で検討しているのですか。

○(土木)管理課長

当然、料金の問題については、部内でも、たびたび検討はしております。

ただ、土地を買ったという投資の部分もありますので、当時の料金設定で、どの程度、例えば安くなって利用が増えるか、そこら辺のことは正直に言ってはつきりつかめませんで、検討中というところです。

○ **武井委員**

料金の値下げも含めて検討中、というように理解していいのですか。

○ **(土木)管理課長**

料金の値下げを含めて、利用増を図るべく、いろいろ検討しておりますということです。

○ **武井委員**

私の言ったことが、この理由に入っていないのです。私が思うには、人が張りついていたのをやめて機械になった。これが、非常に不便だという声があるのですけれども、これは、私の耳に入っただけのことか、あなた方の調査した中にも、それは入っていますか。

○ **(土木)管理課長**

駅横駐車場につきましては、管理人が出入りの際に、従前は機械がなくやっていましたけれども、現在、機械をつけて、自動支払いの形になっています。

管理人は、もちろん、そこにいることはいるのですけれども、そのことによって、使いづらいというお話は、直接は、ちょっと記憶にはございません。

○ **武井委員**

恐らく、料金の問題も含めて検討するということですが、この問題は、あそこには1人、確かについていらっしゃった方がいます。

私は、稲穂も駅前も、人がついて非常にいいといいますが、お年寄りも含めてやりやすい。ところが、今、機械を設置した関係上、お年寄りが非常にやりにくいというのと、手の長い人はいいが、手の短い人が届かないといえます。降りて取らないとできないとか、そういう関係もあって、非常に不便だという声を聞いています。

ですから、これからどう収益を上げるかということ、あるいは稼働率を上げるかということを検討中のようですから、これらも含めた中で、ご検討していただくようご要請申し上げます。

小樽国際ホテルについて

国際ホテルの問題ですが、国際ホテルの馬券場の問題は、けりがついたようですけれども、私は、ホテル部門について、一体、いつまでこうしておくのか。

中央通は非常によくあるものの、歩道橋はどうなるかは知りませんけれども、長崎屋のビルから国際ホテルに行くのに非常に重要な橋なのだ、こういう答弁もいただいています。ところが、そういう大事な歩道橋もつけながら、ホテルはああいう結果になりました。

私が、一番心配しているのは、あそこは空っぽにしておいて、危なくないのかということです。防災上とか、そういう面では、大丈夫なのかということも含めて、非常に危惧しています。

当初、20名程いた方が今は10名前後で、その人たちが管理をやっているのかと思いますけれども、いずれにしても、国際ホテルの今後の対策は、どういうふうになるのか。売却先、あるいはテナントも含めて、考え方があったら、あるいは、今、意中のものがあったらお知らせください。

○ **(建都)都市環境デザイン課長**

第3ビルの空き店舗の関係でございますが、昨年5月以降、ホテルがああいう状態で各階に空き店舗がありますので、今、駅前ビルがテナントを探しているというふう聞いてございます。

それから、ホテルの管理上の話でございますが、ホテルの社員が現在3名から5名ぐらい、ホテルに通いで来ておりまして、管理しているようでございます。

それから、2階に公共部分がございますけれども、そこからホテル、3階への昇降の関係でございますが、その部分については、エレベーターを2階で止めてございます。

ですから、3階には上れない。それでは階段はというと、階段の部分については、防火扉を閉めまして、関係者

以外の立入りはできない形の措置をとってございます。

○武井委員

地下1階部分も含めたテナント、空き店舗に対するテナント、これはわかります。わかりますが、ホテル部門はどのような動きになっているのですか。

○建築都市部次長

国際ホテルの問題ですけれども、今、国際ホテルが閉鎖してから、第3ビルの商店会はもとより、周辺の商店街にも大きな影響が出ております。

ただ、私どもも、所有者と連絡がとれないこと、今後、所有者がどういう意向を持っておられるか、把握できない状況にございます。ホテルの方は、今、所有者の方の関係は、状況を把握できないということが一つあります。

ただ、このままでは、大変、影響が大きいわけでございますので、当面はサンビルプラザ商店会が、どういったら営業が成り立つのかということで、専門のアドバイザーを入れて協議中でございますので、その辺の推移を見ていきたいなと思っております。

ただ、果たして、今後、ホテルでいいのかどうかという問題もございます。いろいろな方面から検討しなければならないということで、今、庁内で関係部を集めて、協議もしているところでございます。

○武井委員

1階部分のテナントを探している関係で、ご報告もありましたが、こういう1階部分のお店にも影響がある、あるいは、都通商店街にも影響があると思います。ということで、都通でも、だんだん客寄せのものがなくなってしまう。ということで、非常に心配しています。

しかし、ホテルのオーナーといいますか、責任者と連絡がとれないような状況では、これはどうしようもない、手の打ちようがないと思いますけれども、助役はこの辺をどういうふうに、連絡のとりようがないということで、いつまで、こういうふうに放ったらかしておくのか、あるいは、対策があったらお示しください。

○助役

直接の窓口は、小樽駅前ビル株式会社が窓口になって、いろいろな折衝をしておりますし、市にも、その都度、いろいろな情報が流れてくる仕掛けになっているのですが、最近は、そういった情報の交換も、ちょっと滞っているということもありまして、今、お話がありましたように、なかなか思うように連絡がとれない、というようなことも聞いております。

けれども、だからといって、いつまでも音信不通のまま投げておくということは、いいことではないので、できるだけ所在を確かめ、市としても、できるだけ電話等で連絡するものは連絡をし、直接、おいでいただいたり、あるいは、こちらからお邪魔したりして、いろいろお話を聞かせていただくという機会をつくることは、必要かというふうに思っています。

ビル管理の方とも、常時、そういうお話をしているのですが、なかなか連絡先が思うようにつかめないということがありまして、今、ちょっと空白の状態が続いておりますけれども、さらに、そういった連絡のとれるような手段を、いろいろ考えていきたいというふうに思います。

○武井委員

これは、次長に聞いた方がいいのか、今、3名ないし5名の方が、常駐して管理しているようなご答弁をいただいたのですけれども、これは、社員というか、そのホテル側の職員が管理しているのでしょうか、駅前ビル管理の方でもって、何か管理しているのでしょうか。

それで、もし社員であったとすれば、連絡がとれないと言うけれども、この人たちの給料は、一体、どういうふうに未払いなのでしょうか。ちゃんと職員として出勤し、管理しているのでしょうか。このあたりのとらえ方を教えてください。

○（経済）商業労政課長

従業員の給料ということですので、私の方からお答えしたいと思いますけれども、今、おっしゃいましたような数名の職員が、ホテルの社員が来ているようであります。

一部、やはり未払いがあるということは、労働基準監督署との連絡で聞いております。金額等は定かではございませんし、また、どういう形でお金をつくるのかわかりませんが、一部はそれなりに、全額ではなくても、支払いがなされたりしています。

また、毎月、労働基準監督署に対して、支払いの計画書というものを出すようになっているようですが、そういったところを見ますと、今、申しましたように、一部が支払われたり、また次の月は滞っていたりと、そういうような状況になっていると聞いております。

○建築都市部次長

ホテルの社員のことですけれども、実は、この国際ホテルのほかに、バンクサイドホテルもここがやっております。バンクサイドホテルも、ここの社員がかかわっているというふうに聞いております。

○武井委員

いずれにしても、助役も、できるだけ早く連絡の方法をとりたい、こういうようなお答えでございますから、これ以上聞いても、進まないと思いますけれども、できるだけ早く、とりあえず、小樽の玄関口でございますので、春になれば一番目立つ場所でもあります。ぜひ、前向きに努力をしていただきたいと思います。

マイカル小樽エネルギー供給網について

最後の問題は、報告課題の中から、他の会派も質問しましたが、一つだけ理解のできなかったところを、教えていただく意味で質問させていただきます。

エネルギーの問題です。オープン時は60パーセント、12,000kw/hほど使っていた、ということが説明の中でありました。こういう50、60パーセントの稼働率というのは、最初から計画していたのかどうなのか。

だれも、最初から、こんな稼働率を考えてやらないと思いますが、そういったものは、何か、途中で電力の稼働の計画変更があったために、こんな50、60パーセントになっているのか。

それとも、ビブレがいなくなった関係上、現時点で、これだけ落ちているというふうに理解したらいいのか。このところを、ご報告してください。

○（企画）山田参事

まず、設備の能力というのは、きちきちでつくっていませんので、当然、余力は、設置レベルからあると思うのです。

それから、オープン時に、その設備をつくる段階の計画をしている企業の考え方と、O B C がリーシングをしながら、これだけのものではこれだけ使うという、各々のテナント自体が、言ってみれば、少な目にしないで、多目に言っておいて、設備投資をエネルギーセンターでいってしまったと、これも、ないわけではないように聞いています。

ただ、委員もご承知のように、平成11年にオープンして以降、だんだん入館といたしますが、売上げがよくなって、営業時間を縮めていったというのが一つあると思います。

終わりの時間をまず縮めたり、それから、その後に、リニューアルということで、比較的電力なり何なりを使う状態、ドレミファタウンとか、そういったものが変わっていったという要素、それから、ビブレ棟がああいう状況になったということで、今現在、電力そのもの、エネルギーそのものの消費全体が落ち込んでいる、というのが一つあると思います。

それから、もう一つ、先ほど高橋主幹から申し上げたように、電力そのものは、今の建物に供給するという条件なのです。エネルギーについては、O B C の敷地全部に、住宅用地まで、いわゆる熱源、冷熱については、供給エ

リアに入っているのです、認可の中で。

ですから、電気と冷熱自体は、エリアが違うのです。それで、本来、マンションなり何なりが建築をされてくるという計画であれば、それを、どんどんそこに入れようという計画をつくっていました。

これが、全く、今は賃貸マンションだけで、それもそこに供給していませんので、そういう意味では、当初、OBCというディベロッパーとして考えていたものと、設備として、それに応えようとした投資の分が合っていない、この辺が問題になっているのか、という気はいたします。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、本日は、これをもって散会いたします。